

令和 7 年度

津別町簡易水道事業

水 質 検 査 計 画

水質検査計画とは

水質検査は、水質基準に適合していることを確認するため不可欠なものです。
水質検査計画は、水質検査の適正化を確保するために、検査項目等を定めた
ものです。

目次

1.	基本方針	1
2.	水道事業の概要	1
3.	原水及び浄水の水質状況及び水質管理上の問題点	4
4.	水質検査項目及び検査頻度、採水点及びその理由	5
5.	臨時の水質検査	7
6.	試料採取及び運搬方法	7
7.	委託した検査の実施状況の確認方法	8
8.	水質検査の方法	8
9.	水質検査計画及び検査結果の公表	8
10.	その他	8

1. 基本方針

水道水が水質基準に適合し、安全で良質な水であることを確認するため、次の方針で水質検査を行います。

- (1) 水質検査は、水質基準が適用される浄水（飲用水）および、原水（水源）について行います。
- (2) 検査項目は、安全及び法令を十分考慮して選定いたします。
- (3) 検査頻度は、安全及び法令を十分考慮して定めます。
- (4) 水源に汚染等が起らないよう、常時監視を行います。

2. 水道事業の概要

(1) 給水状況

給水状況は、下記の通りです。

区 分	内 容
事 業 体 の 名 称	津別町簡易水道事業
給 水 区 域	幸町、本町、大通、一条通、西二条、西三条、西四条、東二条、東三条、東四条、旭町、緑町、新町、柏町、岩富、達美の全区域 共和、豊永、美都、上里、高台、活汲、最上、双葉、恩根、栄の一部の区域 相生、布川、大昭、本岐、沼沢の一部の区域
計 画 給 水 人 口	4, 4 5 0 人（令和8年）
現在給水人口（令和5年度末）	3, 8 5 2 人
計 画 1 日 最 大 給 水 量	4, 2 9 0 m ³
一 人 一 日 最 大 給 水 量	9 6 4 L
実績1日最大給水量（令和5年度末）	4, 7 1 1 m ³
実績1日平均給水量（令和5年度末）	3, 7 1 6 m ³

(2) 浄水施設

津別町水道事業の水道は湧水を水源とする浄水場が2ヵ所あります。

1. 上里水系

浄水場名	津別町上里浄水場
通水年度	昭和58年12月
水源	網走川水系タッタペチペツ川支流達田部一号の沢川
水利権	5,000m ³ /日
給水能力	5,000m ³ /日
主な浄水処理方法	塩素消毒のみ
主な浄水処理薬品	次亜塩素酸ナトリウム

2. 相生水系

浄水場名	津別町相生浄水場	
通水年度	平成19年11月	
水源	網走川水系山越の沢川支流 山越左の沢川	
水利権	320m ³ /日	
給水能力	250m ³ /日	
主な浄水処理方法	膜ろ過処理	平成19年11月20日から給水開始
主な浄水処理薬品	次亜塩素酸ナトリウム	

3. 原水及び浄水の水質状況及び水質管理上の問題点

原水の状況

(1) 河川流域

取水方法については、国有林内からの湧水を取水桝（コンクリート造）により取水していることから人的汚染や動物等の糞尿、その死骸の流入による汚染の心配はありません。ただし、相生水系につきましては平成 15 年 9 月 26 日未明、十勝沖地震により濁度及び色度が発生したのに伴い、クリプトスポリジウム指標菌（嫌気性芽胞菌・大腸菌）が検出されましたが、平成 19 年 11 月膜ろ過処理施設が完成したことにより、安心、安全な水を供給しています。

(2) 原水水質で留意すべき状況

浄水場名	上里浄水場、相生浄水場
原水の汚染要因	地震による色度及び濁度の発生
水質管理上注意すべき事項	一般細菌
	大腸菌
	色度
	濁度
	クリプトスポリジウム及びジアルジア
浄水場使用薬品及び資材からの由来で注意すべき項目	臭素酸、塩素酸（次亜塩素酸ナトリウムに不純物として含有する）

(3) 水道水の状況（浄水）

今までの水質検査結果から、水質基準を満たしておりますが、今年度についても、安全で良質な水を安定した水量でお届けしています。

4. 水質検査項目、検査頻度、採水点及びその理由

適用範囲 津別町簡易水道事業

適用期間 令和 7 年 4 月 1 日 ～ 令和 8 年 3 月 3 1 日

(1) 水質基準が適用される（浄水）水質検査項目と検査頻度

ア. 水質検査項目

法令に基づく水質検査表（１）蛇口において水質基準項目（５１項目）の水質検査を行います。なお、法令に基づく水質検査表（２）の１日１回行う検査についても検査を行います

イ. 検査頻度

検査頻度の決定については、水道法施行規則第１５条第１項の３により行います。

- (ア) 法令に基づく水質検査表（１）のうち、濃度が１／１０以下の場合３年に１回まで緩和することができる項目についても、水質が安定し良好であることを確認するため５１項目すべての検査を年１回行います。
- (イ) 法令に基づく水質検査表の（１）の項目１、２、１１、３４、３８、４６～５１の検査は、毎月１回（１回はアに含む）行います。〔一般検査〕
- (ウ) 法令に基づく水質検査表の（１）の項目１０、２１～３１の検査は、年４回（１回はアに含む）行います。〔消毒副生成物検査〕
- (エ) 法令に基づく水質検査表（１）の項目４０の検査は相生水系については性状確認のため年４回行います。〔蒸発残留物〕
- (オ) 法令に基づく水質検査表（２）の色、濁り、残留塩素の検査は、１日１回行い、さらに消毒の残留塩素効果（残留塩素）の監視を、高台配水場配水池・相生浄水場および大昭配水池に設置した自動無試薬残留塩素計で２４時間計測し、テレメータにて記録および監視をします。
- (カ) 濁度の監視については、浄水場に原水濁度計（着水）および高感度濁度計（配水）を設置し、２４時間計測を行うと共にテレメータにて記録および監視をします。

(2) 原水の水質検査項目と検査頻度

1. 水質検査項目

法令に基づく水質検査表(1)において水質基準項目のうち厚生労働省課長通知に基づき消毒副生成物21～31項目を除く40項目の水質検査を年1回行います。

2. 検査頻度

- ア 法令に基づく水質検査表(1)上記の項目40項目は、年1回行います。
- イ クリプトスポリジウム等指標菌の検査〔大腸菌・嫌気性芽胞菌数(定量検査)〕を毎月行います。
- ウ 安全性を確認するためクリプトスポリジウム及びジアルジアの検査を年4回行います。

採水地点

上里浄水場

浄 水 (給水栓)	
採 水 地 点	津別町字幸町41番地 津別町役場給水栓 津別町字活汲237-17番地 大矢根裕子宅
選 定 理 由	残留塩素濃度を確認するためにも、末端である活汲地区と、水道水の使用量が多い中心市街地から採水することによって、正確な水道水を把握することができる。
原 水 (水道水源)	
採 水 地 点	津別町字上里 上里浄水場内導水管より分水した給水栓(蛇口)
選 定 理 由	原水が流入する施設であるため。

相生浄水場

浄 水（給水栓）	
採 水 地 点	津別町字相生 津別消防相生分遣所給水栓 津別町字本岐 村田律子宅
選 定 理 由	残留塩素濃度を確認するためにも、末端である本岐地区と、水道水の使用量が多い相生の中心地から採水することにより、正確な水道水を把握することができる。
原 水（水道水源）	
採 水 地 点	津別町字相生 相生浄水場原水池より採水した蛇口
選 定 理 由	原水が流入する施設であるため。

5. 臨時の水質検査

次のような水質変化等が発生した場合は、直ちに水質検査を実施し、水質異常が収束し、安全が確認されるまで行います。

- （１） 水源に著しく変化が見られたとき。
- （２） 給水栓に異常が認められたとき。
- （３） 災害等の発生したとき。
- （４） 必要があると認められたとき。

6. 試料採取及び運搬方法

- （１） 試料容器の準備
受託者は、検査に必要な採水容器を用意する。
採水容器の洗浄については、受託者の責任において十分に行う。
- （２） 採水方法等
受託者の試料取扱標準作業書に従い、依頼者側が採水を行う。
また、臨時検査等必要に応じて受託者の検査員が採水を行う場合がある。
- （３） 運搬方法
採水を終了した後、速やかに受託者（検査機関）に引き渡し、クーラーボックスに入れ氷冷し破損防止の措置をして受託者が運搬する。
運搬経路は、運搬ルート（別紙１）１および２による。

7. 委託した検査の実施状況の確認方法

- (1) 内部精度管理、外部精度管理の実施状況の確認
- (2) 検査結果以外にも、分析日時及び分析を実施した検査員を示し、試料、分析条件、検量線（相関関係も含む）、クロマトグラム並びに濃度計算書等を電磁媒体で提出を求め、確認する。

8. 水質検査の方法

1日1回行う検査項目は建設課水道担当職員で行うが、活汲・本岐給水栓については委託により行います。

- (1) 残留塩素の測定は残留塩素計で行います。
- (2) 色、濁りについては、外観目視で行います。

定期検査については、水道法第20条第3項に基づき、厚生労働大臣登録機関に委託し行います。

9. 水質検査計画及び検査結果の公表

公表した水質検査計画に基づき水質検査を行い、水質検査計画及びその結果は、建設課水道係窓口及び町の広報紙で公開します。

10. その他

- (1) 常に安全で満足していただける水道水を供給いたします。
- (2) 水道水質の信頼性確保に努めます。
- (3) 水質異常等に対応できるよう、上里、相生両水系の浄水サンプルを14日分常に保存します。
- (4) 水道事故等が発生したときは、保健所、検査機関と連携し早期の復旧につとめます。
- (5) 住民の疑問点、不明点につきましては早急に対応いたします。

問い合わせ先

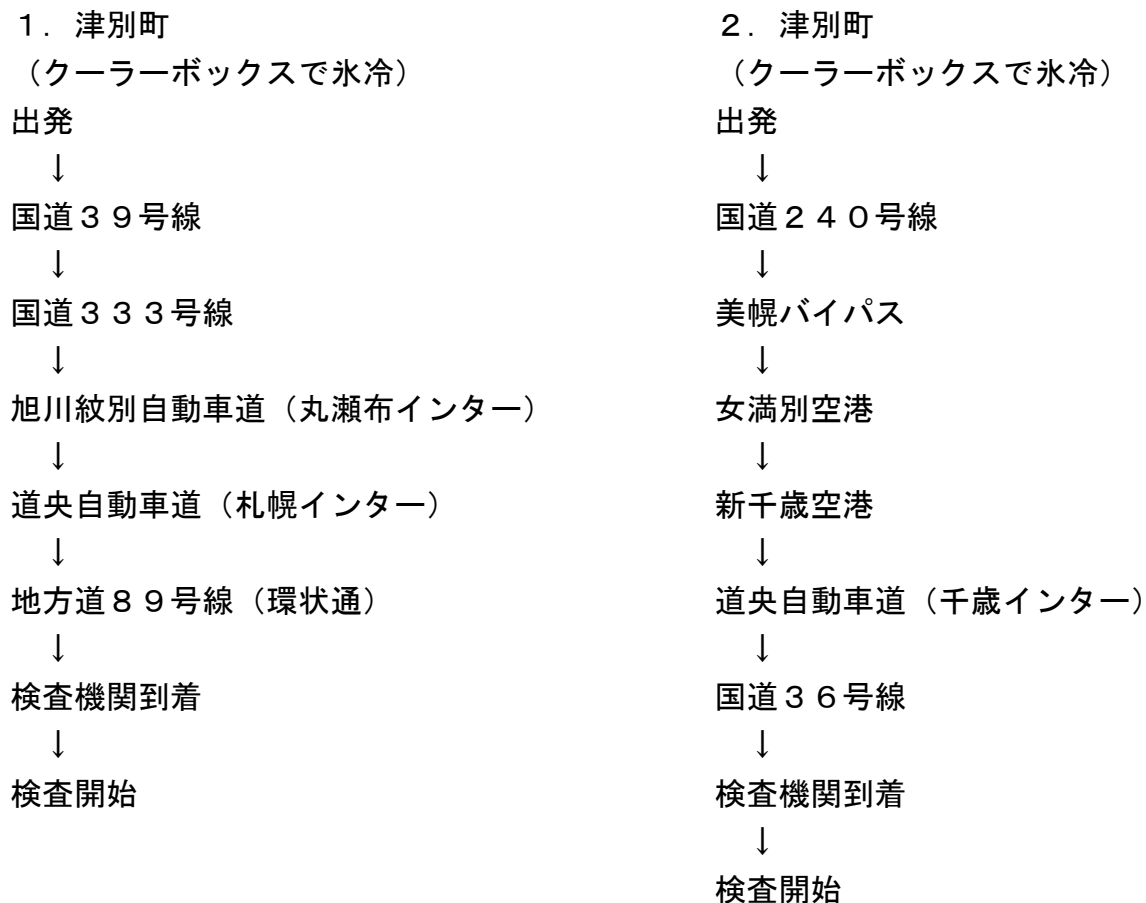
〒092-0292

津別町字幸町41番地

津別町役場建設課水道係

TEL 0152-77-8389

運搬ルート



1. 受託者の試料取扱標準作業書に従い採水委託職員が採水し、速やかに受託者に引き渡し、クーラーボックスに入れ氷冷し破損防止の措置をして受託者が運搬する。(旭川紋別自動車道及び道央自動車道を使用して約5時間、ただし天候、道路の状況により変化することがある)

2. 受託者の試料取扱標準作業書に従い採水委託職員が採水し、速やかに受託者に引き渡し、クーラーボックスに入れ氷冷し破損防止の措置をして航空機で運搬する。(道央自動車道を使用して約3時間、ただし天候、道路の状況により変化することがある)